

和歌山縣報

號 外

明治四十三年十二月廿六日

○通牒照會

○通 牒

○官第二二一五號

明治四十三年十二月廿六日

知事官房主事 谷口秀峰

郡市長殿
町村役場御中

柑橘統計特別調査施行方ニ關シ依命左記及通牒候也

一 柑橘ハ縣下ニ於ケル重要特産物ニシテ其ノ產高比年増加ノ傾向ヲ示シツ、アリト雖最近ノ產高
ヲ以テ之ヲ既往十年前ノ生産狀態ニ比較スルニ明治三十三年ハ作付段別二千八百七十八町歩ニ
シテ九百二萬五千貫ヲ產出シ漸次増加シテ四十二年ハ作付段別實ニ四千四百一町歩ノ多キニ達
シ其ノ產高九百八十二萬五千貫ヲ計上スルニ至レリ四十二年ノ三十三年ニ比シ段別ニ於テ千五
百二十三町歩產出高ニ於テ八十萬貫ノ増加ヲ示セリ而カモ仔細ニ其ノ產高ニ就キ單位觀察ヲ試
ルニ三十三年ハ平均一段歩ニ付三百貫餘ヲ產出シタルモ四十二年ニ至テハ漸次減シテ僅カニ二
百貫ニ降レリ想フニ比年產高ノ増加ヲ來セル主ナル原因ハ素ヨリ作付段別ノ増加ニアルヘシト

和歌山縣報號外

明治四十三年十二月二十六日

(明治三十四年
五月八日第三種郵便物認可)

雖其ノ一段歩當リ收穫高ニ於テ如上ノ減收ヲ現實シ總收穫高ノ其ノ作付段別増加ノ率ニ相伴ハサル其ノ甚クモアルハ頗ル奇怪ノ現象ニシテ如斯ハ統計上ハ勿論斯業上大ニ研究ヲ要スヘキコトニ有之候而ルニ本文柑橘統計ハ由來町村ノ推計報告ニノミ基キツ、アルモノニシテ其ノ町村ニ於ケル調査ノ實況ヲ窺フニ或ハ作付段別ヲ基礎トシ或ハ樹數ヲ標準トシ或ハ栽培者ニ就キ其ノ實收高ヲ推問スル等其ノ方法區々統一セス調査甚ク全カラサルカ故ニ如上收穫高ノ作付段別ノ増加ニ伴ハサル或ハ統計調査ノ欲漏ニアラサルカヲ疑フニ足ルヘキモノナキニアラス故ニ四十二年結實ノ柑橘ヲ年々行フ所ノ町村調査ノ外本年ニ限り別記ノ方法ニ基キ特別調査ヲ行ヒ彼此對比以テ縣下ニ於ケル柑橘生産ノ狀態ヲ研究セムトスル所以ニ有之而シテ如斯ハ獨リ統計上趣味多シトスルノミナラス爲政上亦頗ル必要ノコト、存候就テハ都市町村當局者ハ此ノ趣旨ノアル所ヲ諒察シ別記ノ方法ニ依リ都市役所ニ在テハ主トシテ賣買營業者ニ就キ町村役場ニ在テハ專ラ栽培者ニ就キ本調査ノ趣旨ヲ懇篤諭示シ誠實ナル申告ヲ爲サシメ以テ本調査ヲシテ豫期ノ効果ヲ收メ所定ノ期日迄ニ報告相成候様致度

(別記)

柑橘統計特別調査方法

第一條 此ノ統計調査ヲ爲スヘキ柑橘ハ普通蜜柑、温州蜜柑、夏橙、八ツ代柑、金柑、柑子、ネーブル、オレンジ、三寶蜜柑及其ノ他ノ九種類トシ貫數ヲ以テ掲上スルモノトス

但シ採取未済ノモノニ在テハ見込貫數ヲ掲上スルモノトス

第二條 此ノ統計調査ハ明治四十三年中ニ結實シタル柑橘ニ就キ之ヲ行フモノトス

第三條 此ノ統計調査ハ明治四十三年十二月三十一日現在ノ事實ニ就キ調査スルモノトス

第四條 此ノ統計調査ハ之ヲ別チテ柑橘賣買營業者調及柑橘栽培者調ノ二種トス

但シ本條以下ニ於テ營業者トアルハ柑橘賣買營業者ヲ栽培者トアルハ柑橘栽培者ヲ謂フ

第五條 營業者調ハ縣内ニ於テ柑橘賣買業ヲ營ム者ニ就キ其栽培者ヨリ買取タル高ヲ調査スルモ
ノトス但シ營業者ニシテ栽培業ヲ兼ムル者ニ在テハ其ノ栽培高ヲモ併セ調査スルモノトス

前項ノ調査ハ郡市役所ニ於テ直接之ヲ行フモノトス但シ營業者各戸ニ小票ヲ配付シ所定ノ期限内ニ其ノ要項ヲ記入セシメ四十四年二月十日限り差出サシムルモノトス

第六條 栽培者調ハ栽培者カ縣外各地ニ直接輸出シタル高、小賣商人ニ直賣シタル高、自家用ニ供
シタル高及翌年ニ持越シタル高(所謂縣内ニ於ケル營業者ニ賣渡サ、ルモノニ限ル)ヲモ調査ス
ルモノトス

前項ノ調査ハ市役所、町村役場ニ於テ之ヲ行フモノトス但シ市町村ハ其ノ部内ニ於ケル栽培者
ニ就キ所要ノ事實ヲ質問シ別ニ定ムル所ノ原票ニ記入シ更ニ別表様式ニ倣ヒ集計表ヲ調表シ町
村ハ原票ヲ添へ四十四年二月十日限り郡役所ニ報告スルモノトス

第七條 郡役所ハ營業者ノ小票及町村ノ報告纏リタルトキハ郡計表ヲ調表シ小票及町村ノ集計表
ヲ添へ四十四年三月十日限り當廳へ報告スルモノトス

市役所ハ第五條及第六條ノ調査ニ基キ集計表ヲ調製シ小票ヲ添へ前項期限内ニ當廳へ報告スル
モノトス

柑 橘 買 取 高 一 届

(面表)

(しへるらせ入記査調上の覽熟得心入記の面裏)

合 計	其 他	三 寶 蜜 柑	ネーブル、 オレンジ	柑 子	金 柑	八 ッ 代 柑	夏 橙	温 州 蜜 柑	普 通 蜜 柑	總 買 取 高
										上欄の買取高を其の買取りたる部市と別ち本欄に記入せらるへし
										海草部
										那賀部
										伊都部
										有田部
										日高部
										西牟婁部
										東牟婁部
										和歌山市

(本欄は必ず空白
となし置くへし)

(面裏)

(得心入記届高取買橘柑)

一、此の調査を爲す目的は別紙趣旨書に詳述せる如く縣内に於ける一ヶ年の柑橘總産高を正確に知らんとするものにして之を以て課税上の標準と爲すものにあらす故に柑橘の價格は勿論營業者の署名捺印を要せず

二、此の調査を爲すへき柑橘は普通蜜柑、温州蜜柑、夏橙、八ッ代柑、金柑、柑子、チーブル、オレンジ、三寶蜜柑及其の他の九種類とし貫數を以て掲上するものとす

(注意) 箱又は籠詰「クラシ」等にて買取りたるものは相當貫數に換算するを要す
但し夏橙、柑子、金柑、三寶蜜柑等の類にして翌年に至り採取するもの其の他と雖採取未済の柑橘に在ては見込貫數を掲上するものとす

三、此の調査は四十三年中に結實(成熟未熟を問はず)したる柑橘に就き同年十二月三十一日迄に買取りたる高を調査するものとす

四、此の調査は本縣内の柑橘賣買營業者か栽培者より買取りたる高を調査するものなるも營業者にして自家栽培したるものあるときは其の栽培高をも併せて調査するものとす
(注意) 營業者より買取りたるものは調査すへからず

五、此の届書は四十四年二月十日限り郡市役所へ差出さるゝものとす

柑橘産高市町村調査原票 何市町村
一市町村ニシテ二枚以上ニ涉ルトキ
ハ何枚ノ内一又ハ二ト付記スヘシ

	栽培者記名										合計
	何某	何某	何某	何某	何某	何某	何某	何某	何某	何某	
普通蜜柑											
温州蜜柑											
夏橙											
八ッ代柑											
金柑											
柑子											
ネーブル、オレンジ											
三寶蜜柑											
其他											
合計											

一ノ原票ハ市町村ニ於テ柑橘栽培者各戸ニ就キ所要ノ事實ヲ聴取リタル上記入シ之ニ依リ町村集計表ヲ調製スルモノトス

柑橘產高市町村集計表

何市町村

數

量

普通蜜柑	
温州蜜柑	
夏橙	
ハッ代柑	
金柑	
柑子	
ネーブル、オレソワ	
三寶蜜柑	
其他	
合計	

一本調査ハ所屬市町村ノ生産高ノミチ調査スルモノニシテ他市町村ノ生産ニ係ルモノハ調査ニ及
 ハス
 一郡計表モ本様式ニ準ス

明治四十二年十二月二十五日印刷
 明治四十二年一月二十五日印刷

和歌山市北休賀町六番地